

7 輸国第 4955 号

関税割当公表第 73 号の 2

令和 8 年度の学校等給食用以外の脱脂粉乳の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）第 6 条の規定に基づき、粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの以外のもの（以下「学校等給食用以外の脱脂粉乳」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 8 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 学校等給食用以外の脱脂粉乳（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 第 0402.10 号、第 0402.21 号及び第 0402.29 号に規定するもの）

2 用途及び割当数量

(1) 配合飼料製造原料用 74,625 トン

(2) 沖縄還元乳製造原料用 297 トン

(3) 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用 51 トン

合計割当数量 74,973 トン

3 通関期限 令和 9 年 3 月 31 日

第 2 その他

関税割当申請書の提出先及び提出の時期、添付書類その他手続に関し必要

な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和8年度の学校等給食用以外の脱脂粉乳の関税割当てについて(令和8年3月11日付け7輸国第4686号関税割当公表第73号)によるものとする。